

市営駐輪場の定期利用申請の受付開始

市営駐輪場の平成29年度定期利用（4月～平成30年3月分）の受け付けを開始します。なお許可者には、許可証・ステッカーを交付します。

▼駐輪場利用台数 1人につき1台

▼受付開始日 3月10日（金）

▼許可証・ステッカー交付開始日 3月17日（金） ※3月16日（木）までは受け付けのみ

◆**自転車、原動機付自転車（50cc以下）の利用申請**

▼受付場所・日時
駐輪場管理人室 毎日5時～22時

▼市役所安全対策課 祝日を除く（月）8時30分～17時15分
▼申請に必要なもの 別表のとおり

交付開始日以降は、窓口が大変混雑しますので、早めの申請をお願いします。

◆**普通自動二輪車（125cc以下）の利用申請**

例外的に普通自動二輪車（125cc以下）も利用可能です。

▼利用方法 定期利用のみ

※一時利用はできません

▼駐輪場所 第3駐輪場のうち、指定された区画

▼受付可能台数 30台

▼受付場所・日時

市安全対策課 祝日を除く（月）8時30分～17時15分
※駐輪場管理人室では受け付けできません

▼受付方法 窓口申請による先着順 ※窓口で申請手続きが必要ですが、3月10日（金）8時30分から電話での仮予約も受け付けます

問駐輪場管理人室

☎0475(73)83008

安全対策課生活安全班

☎0475(70)0387

確定申告はお済みですか

所得税・贈与税の申告・納税はお済みですか。期限間近になると、申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。申告は早めに行いましょう。

◆**申告・納税期限**

▼所得税・贈与税 3月15日（水）
▼個人事業者の消費税 3月31日（金）

◆**自宅からインターネットで申告できます**

自宅から国税庁ホームページ

ジ (<http://www.nta.go.jp/>)

の「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、e-Taxを利用してそのまま提出（送信）することができます。また、「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書は、印刷して税務署に提出することもできます。

なお、e-Taxを利用するには所定の手続きが必要となりますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

◆**所得税・住民税の申告相談**

◆**駐輪場の利用について**

駐輪場は多くの方が利用しています。駐輪場を快適に利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

◆**利用料について**

利用時間は、午前5時から翌日午前1時までです。一時利用では、午前1時を超えて駐輪した場合、翌日の利用料が発生します。

駐輪場は、駐輪場所を提供するもので自転車等をお預りする除く

▼日時 3月15日（水）まで9時～11時、13時～16時 ※土・日を除く

▼会場 中央公民館1階講堂
農村環境改善センターいずみの里農事相談室

◆**次の方は、東金税務署（申告会場）東金商工会館1階**

するものではありません。利用者個人の責任で自転車等の管理をお願いします。盗難防止のため必ず施錠をしてください。自転車等を置く場所の指定はありませんが、多くの方が利用出来るよう端から並べて駐輪してください。

◆**利用料について**
利用料は、駐輪場の利用前に納入してください（お釣りのないようにご協力をお願いします）。定期利用の方は利用期限までに更新手続きをしてください。

問駐輪場管理人室
☎0475(73)83008
安全対策課生活安全班
☎0475(70)0387

◆**贈与税や消費税の申告が必要**

東金税務署
☎0475(52)3121
（住民税申告については）
税務課市民税班
☎0475(70)0321

駐輪場利用に関するお願い

〈別表：申請に必要なもの〉

必要なもの	継続		新規		備考
	一般	学生	一般	学生	
申請書			○	○	駐輪場管理人室又は市役所安全対策課にあります
印かん			△	△	利用者本人以外の方が申請手続きをする場合
氏名・住所等が確認できるもの	○	○	○	○	免許証等
学生証・合格通知書等		○		○	平成29年度に学生であることを確認できるもの
利用許可証	○	○			-
車体番号			○	○	-
防犯登録番号			△	△	登録がある場合
標識番号			△	△	原付(50cc以下)、普通自動二輪車(125cc以下)の場合

○…必須 △…該当する場合必要 ※年度をまたぐ申請はできません

〈自転車利用料〉

利用する方	一般		学生	
	月額	年額	月額	年額
市内	1,200円	13,200円	500円	5,500円
	2,000円	22,000円	750円	8,250円

〈原動機付自転車・普通自動二輪車利用料〉

利用する方	一般		学生	
	月額	年額	月額	年額
市内	1,600円	17,600円	750円	8,250円
	3,000円	33,000円	1,000円	11,000円

※利用料は年額一括の場合、月額1か月分お得です



こちらは消費生活センターです！

リコール情報を利用しよう

私たちが購入した家電製品や食品などの欠陥や不具合等により、身体や健康に被害が及ぶ場合があります。リコールとは、商品を製造・販売した事業者が回収、無償点検・修理、交換、返金等を行うことです。購入した製品や購入を検討している製品がリコール対象になっていないか注意しましょう。

◆**リコール情報を知るには**

多くのリコール情報は、新聞の社会面に掲載される「社告」などで知ることができます。そこには製品名、事業者の連絡先などが記載されています。自動車のように所有者がわかっている場合は、ダイレクトメールにより案内が届きます。家電製品などでは、購入者登録をしておくことで事業者からダイレクトメールで連絡を受けることもできます。

また、危険性が高い製品など回収を急ぐものについては事業者がチラシを作成し、周知する場合があります。

◆**リコール情報を探すには**

リコール情報は、消費者庁、経済産業

省、事業者などのホームページで探すことができます。

消費者庁の「リコール情報検索サイト」では、リコール対象製品、事業者名や不具合の内容などを具体的に調べることができます。リコールが実施されているかどうか不明な製品でも、もしやと思った場合には「事故情報データバンク」で類似の被害がほかにはないか確認できます。

また、消費生活センターでも相談に応じています。

・リコール情報検索サイト※消費者庁 (<http://www.recall.go.jp/>)

・事故情報データバンク (http://www.jikojocho.go.jp/ai_national/)

※参考：くらしの豆知識

〈市消費生活センター〉

▶相談日時＝祝日を除く（月）（火）（水）（金）10時～12時、13時～15時

▶会場＝中央公民館1階相談室

▶相談電話＝0475(70)0344

問地域づくり課市民協働推進班

☎0475(70)0342

安全安心コーナー

子供には危険がいっぱい！

子どもを狙った犯罪は、後を絶ちません。お父さん、お母さん、うちの子は大丈夫って油断していませんか。子どもたちに「自分の身は自分で守らなければならない」ことを指導し、危機回避能力を身に付けさせておきましょう。

危機回避のための5つの約束「いか・の・お・す・し」は被害回避の手段として非常に有効です。子どもに体感的に理解させておきましょう。

◆**いか（行かない）**…知らない人について行かない。

◆**の（乗らない）**…知らない人の車に乗らない。

◆**お（大声を出す）**…「助けて」と大きな声を出したり、防犯ブザーを鳴らす。

◆**す（すぐ逃げる）**…怖かったら大人のいる方にすぐ逃げる。

◆**し（周りの人に知らせる）**…どんな人が何をしたのか家族や警察に知らせる。

◆**守っていただきたいこと！**

・通学路は絶対に変更しないようにしましょう。

・帰り道は、1人で帰らないようにしましょう。

・見通しの悪い交差点は、左右の確認をしっかりとやりましょう。

・学校帰りは寄り道せず、まっすぐ帰りましょう。

・出掛ける時は、必ず、行き先や誰と一緒に家族の人に話しましょう。

・不審者を見つけた場合は、近くの家に助けを求めましょう。

・防犯ブザーを持ち、1か月に1回は電池の確認をしましょう。

●**今月の移動交番開設日**

セブンイレブン 季美の森店	8日（水）14時～15時 27日（月）10時～11時30分
ケーヨーデイツー 大網永田店	1日（水）10時～11時30分 16日（水）14時～15時
主婦の店大網店	9日（水）10時～11時30分 24日（金）14時～15時
農村環境改善センター いずみの里	15日（水）10時～11時30分 28日（水）14時～15時
大網白里市役所 国保大網病院	24日（金）10時～11時30分 23日（水）10時～11時30分

●**合同パトロール予定**

増穂北小学校	14日（水）15時
増穂小学校	22日（水）15時

問東金警察署 ☎0475(54)0110

